

「困ったなあ」

「答ええます」

佐々木知子の
法律相談



佐々木知子
ささき ともこ
弁護士
帝京大学法学部教授

ネット上にある娘の逮捕情報をなんとか消せないでしょうか。

娘のことで、折り入ってご相談があります。
娘は大学時代、軽い気持ちで大麻に手を出し、グループで警察に捕まりました。おまけに20歳になっていたため、新聞に実名が載ってしまいました。

あの時は娘は不起訴になり、大学は停学処分で済んだのですが、思い切って退学し、心を入れ替えて勉強して、本来行きたかった今の大学に入り直しました。私と夫はそれまで決して仲の良い夫婦ではなかったことを反省し、以後夫婦で娘と真剣に向き合うようになりました。

実は、昨年来娘に良い人ができ、互いの親も結婚を認めて、

あれから、早いものでもう5年ですね。ご自宅から押収された大麻が1回分の使用にも満たない、わずかな量だったので起訴猶予になり、20日間の勾留後無事に釈放されたのでしたね。以来ご家族が一丸となって更生に力を尽くされ、立派だと思っています。

さて、ご相談の件は実に悩ましい問題ですね。かつては新聞やテレビで報道されてもその時限りでしたが、今や情報はいつまでもネットに残り、簡単に検索されるようになっています。

そこで近年、ヨーロッパを中心に「忘れられる権利」という概念が登場してきました。個人のプライバシーをむやみに他人から侵害されない権利といえは当然のようですが、ただ情報発信者には「表現の自由」、情報受領者には「知る権利」があるため、例えば犯罪など公益性の高い情報になればなるほど、簡単に削除を認めたらうわけにはいかないのです。

日本ではプロバイダ責任制限法というのがあり、被害者の権

式の日取りまで話がとんとん拍子に進んでいました。ところが、相手の弟さんが娘の名前を何気なくネットで検索したところ、名前の横に「逮捕」と出てきて、事件のことがばれてしまったのです。娘は泣き崩れていきます。幸い相手の方にこの事件のことも包み隠さず話していた

らしく、本人の気持ちに動揺はないようなのですが、親御さんにはそう簡単に割り切れるものではないと思います。
娘もせっかく生まれ変わっているのに、いつまでも昔の事件に引きずられてはかわいそうすぎます。なんとか消せないものではないでしょうか。



利侵害情報が掲載されて情報の発信者が分からない場合、プロバイダ（検索エンジンも同様です）に削除依頼をすることができ、実際、自主的にこれに応じているので、あまり問題が顕在化していないのが現状です。というわけで、とりあえずこちらのほうで要求してみましよう。

ただ、犯罪情報の場合には公益性が高いということで応じない場合も結構あり、となると司法解決です。「忘れられる権利」は明確な概念ではないので、人格権に基づいて差し止め請求を

するわけですが、実際、犯罪が軽微だったり、日にちが経っている場合には、削除を認める判決も出ています。娘さんののは犯罪としては軽めの大麻事件で、かつ起訴猶予だし、事件から5年も経っているので（事件自体の公訴時効が5年です）認めてくれる可能性は高いと思います。

とはいえ、無事に削除されても事件自体は消えないし、もう相手方の家族も知ってしまったことなので、あとは互いの気持ちがどこまで本気かということになるかもしれません。

個人のプライバシーをむやみに他人から侵害されない権利「忘れられる権利」で、プロバイダに削除依頼できます。